東御市インターンシップ等の実施に関する覚書

東御市（以下「市」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「教育機関」という。）とは、教育機関が学生を市に派遣して行うインターンシップ等（オープン･カンパニー、キャリア教育を含む。以下同じ。）を実施するに当たり、次のとおり覚書を締結する。

１　相互協力

市及び教育機関は、キャリア形成支援に係る取り組みにおいて、その目的を達成するため安全に留意して、信義誠実の原則に基づき相互に協力の上、インターンシップ等を実施するものとする。

２　実習生

教育機関が派遣する学生（以下「実習生」という。）の氏名、実習生の受入期間及び受入部署は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実習生氏名 | 受入期間 | 受入部署 |
|  | 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで |  |
|  |
|  |

３　実習生の身分及び報酬等

市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の経費を支給しない。

４　遵守事項

教育機関は、実習生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 実習中は、市の職員の指示に従い、実習に専念しなければならない。

(2) 市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(3) 実習上知り得た秘密は、実習中のほか実習終了後も第三者に漏らしてはならない。

５　事故責任等

(1) 実習生の実習中における事故に関しては、教育機関及び実習生が責任をもって対応するものとする。

(2) 故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市に対しその損害を賠償するものとする。

(3) 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わないものとする。

６　実習の中止

市は、実習生が正当な理由なく無断で休んだ場合又は誓約書記載の義務を全うしなかった場合には、直ちに実習を中止することができる。

７　実習内容等の報告

市は、実習内容及び進行状況に関し、求めに応じて教育機関に報告する。

８　その他

この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、市及び教育機関が協議の上定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

長野県東御市県281番地２

東御市

東御市長　　花　岡　　利　夫　印

教育機関　住　所

学校名